

資 料
No. 1
都市整備部

平成 24 年 1 月 19 日

新古川橋の架橋に伴う道路認定について

1 概 要

平成 23 年 12 月に、小菅一丁目地区で行われている「東京拘置所建替事業」に併せ、足立区が東京拘置所北側に整備を進めていた新古川橋（人道橋）が完成した。

今回完成した新古川橋は、葛飾区の行政内に架橋されたが、現在足立区が管理している葛飾区と足立区の行政境界に位置する特別区道葛 888 号線に接続している。

そのため、新古川橋の管理は、特別区道葛 888 号線と同様に、引き続き足立区に管理を委ねることとし、道路法の規定に基づく、両区における特別区道の重複認定、足立区が区の区域をこえての路線の認定を行うことの承諾及び重複する道路の管理協定の変更の手続きを行うものである。

2 対象路線について

- (1) 所 在 足立区西綾瀬一丁目 9 6 6 番 4 地先から
葛飾区小菅一丁目 1 9 番 1 地先まで
- (2) 延 長 1 1 . 5 3 メートル
- (3) 幅 員 6 . 8 0 メートル
- (4) 面 積 7 8 . 5 4 平方メートル
(葛飾区部分 7 8 . 5 4 平方メートル)
- (5) 管理者 足立区

3 道路法に基づく手続きについて

新古川橋については、平成 24 年第 1 回葛飾区議会定例会に

- (1) 特別区道の路線の認定（重複）について
- (2) 区域をこえての路線の認定の承諾について（足立区が区の区域をこえての路線の認定を行うことの承諾）
- (3) 葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について（重複する道路の管理協定の変更）

の 3 件を議案として提出する予定である。

【案内図】

